

大和市告示第39号

大和市住宅用太陽熱利用システム設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市住宅用太陽熱利用システム設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市住宅用太陽熱利用システム設置費補助金交付要綱（平成24年大和市告示第47号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号ただし書中「ただし」の次に「、滞納があっても」を加え、「履行中」を「を継続し、」に、「提出した者」を「提出している場合」に改める。

第9条中「3月15日」の次に「（日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（この条において「休日等」という。）に当たるときは、その直前の休日等でない日）」を加える。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。